

ユウカリが丘二丁目自治会まちを守る会会則

第1条（名称及び事務所）

この会は、ユウカリが丘二丁目自治会まちを守る会と称し、事務所は自治会長宅に置く。

第2条（会員）

会員は、ユウカリが丘二丁目自治会会員をもって構成する。

第3条（目的）

この会は、ユウカリが丘二丁目自治会活動の一環として、地域の安全と環境の向上に努めることを目的とする。

第4条（運営委員会）

この会の円滑なる運営を図る為、防犯委員会及び防災委員会（以下、委員会という）を置き、活動に関する事項を決定する。

第5条（役員及び役員の任期と選出）

- 1 会長 自治会長
- 2 各委員会に次の役員を置く。

【防犯委員会】

委員長	（防災副委員長兼務）	1名
副委員長	（自治会副会長兼務）	1名
事務局長		1名
会 計	（防災会計兼務）	1名
広 報	（防災広報兼務）	1名
幹 事		若干名

【防災委員会】

委員長		1名	
副委員長	（自治会副会長兼務）	2名	担当：情報・生活班
	（防犯委員長兼務）		担当：消火・避難誘導
事務局長		1名	
会 計	（防犯会計兼務）	1名	
広 報	（防犯広報兼務）	1名	
防災連絡員		10名	（A・B・C・D・E 各ブロックごと正・副各1名）
顧 問	（前年度自治会長、委員長及び副委員長。但し、再任されたときは除く）		

- 3 役員の任期は顧問を除き1年とし、再任を妨げない。但し、欠員補充の場合は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は委員会にて選出し、自治会役員会の承認を得る。

第6条（役員の任務）

- 1 会長はこの会を代表し、任務を統括する。
- 2 委員長は各委員会を代表し、各委員会の任務を統括する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはその任務を代行する。
- 4 顧問は前年度の役職を引き継ぐ移行期間として1年間、新役員の任務を補佐する。
- 5 事務局長は各委員会の運営に係る事務を統括する。
- 6 会計はこの会の会計業務を処理する。
- 7 広報はこの会の運営に係る事項を会員に周知連絡する。
- 8 防災連絡員は各ブロックで班長の統括をする。
- 9 幹事は委員会で決められた担当事項を遂行する。

第7条（委員会及び役員会）

委員会及び役員会は必要に応じて開催する。

第8条（経費）

この会の経費は、原則として自治会で決められた予算を充てる。

第9条（活動年度）

この会の活動年度は自治会の会計年度に準ずる。

第10条（会計監査）

この会の会計監査は自治会の会計監査員が行う。

第11条（会則変更）

- 1 会則の変更は委員会にて決め、自治会役員会の承認を得る。
- 2 委員会は別に細則を制定することができる。

附 則

この会則は、平成18年12月10日より施行する。

（平成20年12月 6日 自治会役員会で一部改正）

（平成22年 2月 6日 自治会役員会で一部改正）

（平成23年 2月 5日 自治会役員会で一部改正）

【防災委員会細則】

第1項 （目的）

本会は、防災に係る専門委員会として、会員の隣保扶助の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震その他災害（以下「地震等」という）による被災の防止及び軽減を図ることを目的とする。

第2項 （事業）

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 防災の知識の普及に関すること。
- 2 地震等に関する災害予防に関すること。
- 3 地震等の発生時における情報の収集・伝達・初期消火・救出救援・避難誘導及び給食給水等応急対策に関すること。
- 4 防災訓練の実施に関すること。
- 5 防災資機材等の備蓄に関すること。
- 6 その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

第3項 （防災計画）

前項の事業を行うために防災計画を作成する。

第4項 （防災体制）

役員の下に以下の班を設置する。

- 1 消火班 5名
- 2 情報班 5名
- 3 避難誘導班 自治会班長が防災連絡員の指揮下に入る。
- 4 生活班 全員で対応する。（水・食物等の配付）

第5項 （細則の変更）

この細則の変更は、委員会で決め自治会役員会の承認を得る。

附 則

この細則は、自治会役員会の承認を得て、平成20年12月6日より施行する。

（平成23年 2月 5日 自治会役員会で一部改正）